

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

大多喜町

第1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

第2 促進計画の目標

1. 老川地区

(1) 現況

老川地区は、県立自然公園区域を含む中山間地域の観光地である。養老川沿いに田畑が多数点在しているが、いずれも規模が小さく、一戸あたりの農用地面積も極めて少ない。そのため、専業農家としての経営は成り立たず、ほとんどが第2種兼業農家である。

中山間地域ということもあり、比較的有害獣による被害が多く発生する地域であり、それに伴う蛭の発生も多くみられる。

高齢化が進んでおり、離農者や後継者不足が顕著な地域である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 西畑地区（勝浦市杉戸集落内飛地である大多喜町弥喜用字白根川707番地、709番地、710番地を含む）

(1) 現況

西畑地区は、夷隅川及びその支流である西畑川、平沢川が流れる中山間地域であり、傾斜地が多く各農地面積が小さい。

また、中山間地域ということもあり、老川地区同様比較的有害獣による被害が多く発生する地域であり、それに伴う蛭の発生も多くみられる。

高齢化が進んでおり、離農者や後継者不足が顕著な地域である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

勝浦市杉戸集落内飛地においては法3条第3号第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 総元地区

(1) 現況

総元地区は、比較的平坦地であり、農用地も団地化しているため、今

後も水田を中心としながら施設野菜や畜産の普及を図る。

この地域は南北に国道297号線が縦貫しており、そのほぼ中心である石神地先に農産物直売所を併設する「道の駅たけゆらの里おおたき」がある。町内の多くの農産物生産者がこの直売所に出荷しており、その中でもこの地区の生産者が比較的多く出荷している傾向が見られる。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 大多喜地区

(1) 現況

大多喜地区は、町の中心部の機能を持った地域である。その周辺の農地では基盤整備が進められ、これまで機械化が推進されてきた。

今後は労働力の省力化をさらに推進するとともに、水稻と野菜との複合経営を中心とする一方、谷津田においては果樹等の植栽により有効活用を図り、用途区分の構想としては、田を中心とした農地としての利用が主となる。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 上瀑地区

(1) 現況

上瀑地区は本町内で最も農用地が団地化している地区である。稲作が中心であり、水田の区画整理もほぼ完了している。今後は機械化を推進することにより、さらに営農の条件整備を図るとともに、畑地においては一般野菜栽培の普及を図る。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

**第3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能
発揮促進事業に関する事項**

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	老川地区	法第3条第3項各号に掲げる事業
②	西畑地区	法第3条第3項各号に掲げる事業
③	総元地区	法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業
④	大多喜地区	法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業
⑤	上瀑地区	法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業
⑥	勝浦市杉戸集落内に ある本町飛地	法第3条第3項第1号に掲げる事業 (大多喜町弥喜用字白根川707番地他2筆)

**第4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促
進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域
◎設定しない。**

第5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

- (1) 法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するに当たり、県、実施市町村、農業団体等で構成する推進組織へ参画することとする。
- (2) 法第3条第3項第2号及び第3号に掲げる事業についても、必要に応じて(1)による推進組織を活用できることとする。
- (3) 法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

第1．法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

大多喜町全域（老川地区、西畑地区）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

緩傾斜（田1/100以上1/20未満、畑8度以上15度未満）という条件に以下（※）の農業生産条件の不利性が加わる場合を対象とする。なお、勾配の判定及び対象の取扱いは、急傾斜と同様とする。

（※）緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合で、次の条件をすべて満たすもの。

- ・緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率30%以上
- ・耕作放棄率は、田：5%以上、畑（草地を含む。）10%以上。なお、田及び畑が混在している場合は以下の式で算定される率以上。

$$(5\% \times \text{田面積} + 10\% \times \text{畑面積}) \div (\text{田面積} + \text{畑面積})$$

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(エ) 千葉県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2 集落協定の共通事項

- (1) 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携促進加算の対象とすることが適当であると町長が認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。
- (2) 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携促進加算の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

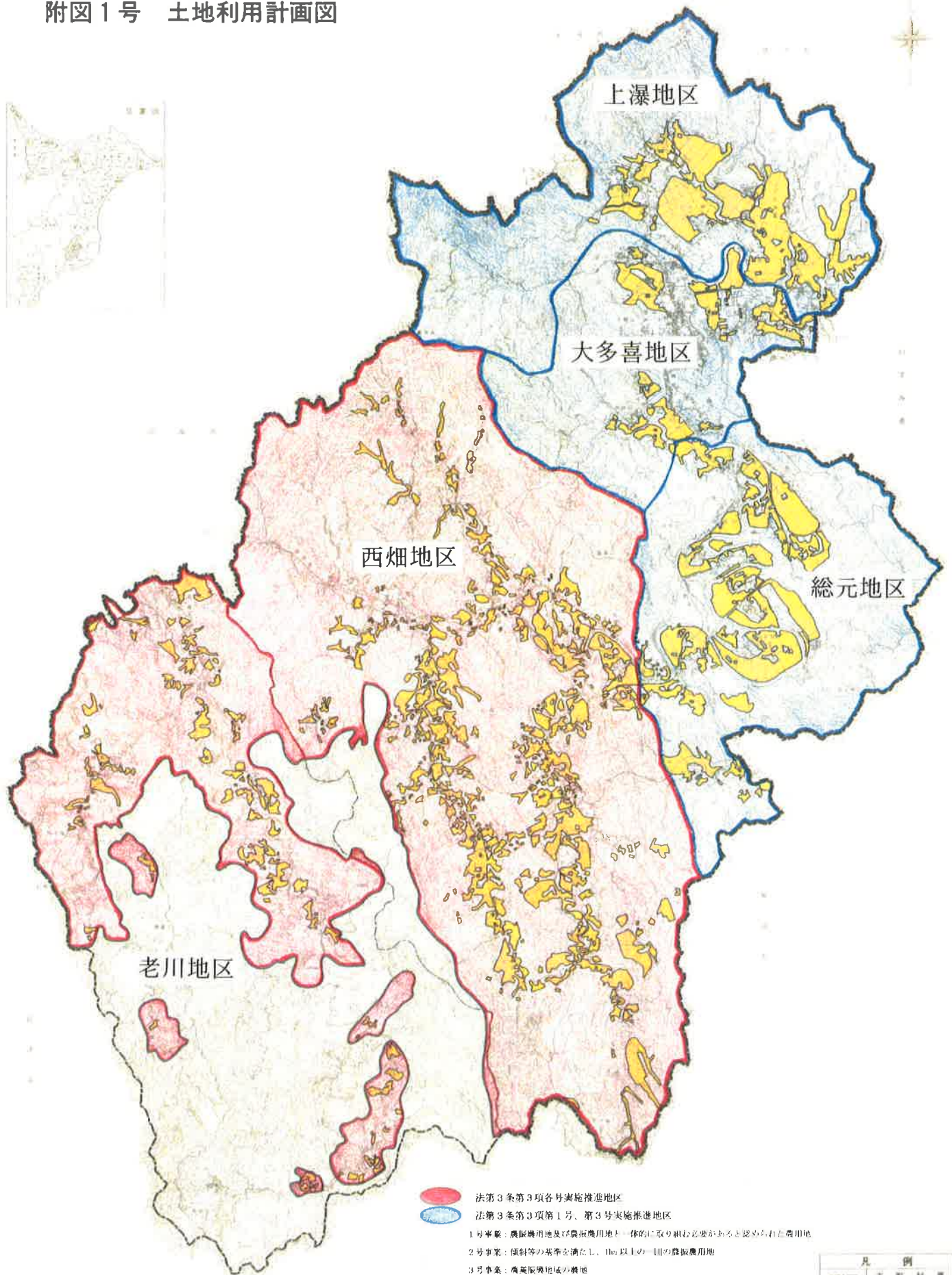
3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、人・農地プランに中心経営体として定められた者など地域の実情に合わせて市町村長が認定する者とする。

4 その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記述するものとする。

附図1号 土地利用計画図



- 法第3条第3項各号実施推進地区
- 法第3条第3項第1号、第3号実施推進地区
- 1号事業：農振農用地及び農振農用地と一体的に取り組む必要があると認められた農用地
- 2号事業：傾斜等の基準を満たし、1ha以上の1回の農振農用地
- 3号事業：農業振興地域の耕地

凡 例	
	市界・村界
	農振農用地境界
	地区・区域界
	農用地区域